

# 快国航路



## 第3の条件 自然に恵まれた都市環境

まちのあるべき姿として、全ての人が「暮らしやすいまち」を望んでいます。それはどのようなまちなのかを問うと、人によりそれぞれの思い、それぞれの条件があります。それらを全て満たすことは不可能ですが「暮らしやすいまちづくり」を目指すためには、その基礎的条件を位置付けることが必要です。

「都市工学の専門家が推奨する・住みよい街ベスト50」という本の中に「住みよさの3条件」という記述がありますので紹介します。

## 第2の条件 価値ある歴史的な遺産の存在

この魅力はそのまちを訪れる人々やその暮らしに訪れる人々にわたる思いを寄せ、作り上げた歴史の重みであり、これは伝統的な文化と日常生活上の規範の継承を促しています。

私たちのまちにおいて黒船祭の開催や下田まち遺産等の事業は重要な役割を担っています。

下田市長 楠山 俊介

気候温暖で山海の幸に恵まれた大自然と密着した暮らしの素晴らしさとともに、日常生活上の不便さや自然災害の危険性などのマイナス要因があろうとも、都市と自然の融合が人間の望ましい居住形態として常に求められてきました。私たちの自然に恵まれた職住一体のまちは誇るべき守るべきものです。

これら3つの条件のいずれか、または全てを高いレベルで満たしているところが住みよい街の上位に並ぶことになり、下田市はそのベスト50には入っていませんが、本中の「専門家が推奨する住みよい都市ベスト3」として、ある大学教授の方から下田市を明記いただいております。

私たちのまちは、暮らしやすいまちとしての評価と成長の可能性を持っています。官民一体となって、磨き育てていかなければなりません。これが消滅する市町村からの脱却する手立てです。

## メディカル通信



今年7月から下田メディカルセンターの眼科常勤医になりました。柳沼と申します。

下田の地で、眼科の診療を通してみなさまに貢献できたいことを、嬉しく思っております。今回は、当院の眼科に関して御紹介させていただきます。

皆様に分かりやすい説明と治療方針をお話しすることを心がけております。

当院では、白内障手術を行っています。また、当院の眼科外来は予約制ですが、昨年よりも眼科外来を開く日が増えました。見えづらくなってきた、目やにが気になる、花粉症や涙目など、気になることがございましたら、ぜひ下田メディカルセンターを受診してください。

下田のみなさまの「目のかかりつけ医」としてがんばっていき所存です。よろしくお願ひ申し上げます。

### 10月眼科診療日一覧

日	月	火	水	木	金	土
			1 柳沼	2 柳沼	3 柳沼	4 柳沼AM
5	6 大平AM 柳沼PM	7 屋宜	8 柳沼	9 柳沼	10 柳沼	11
12	13 体育の日	14 柳沼	15 八代	16 柳沼	17 柳沼	18
19	20	21 柳沼	22 柳沼	23 柳沼	24 柳沼	25
26	27 片井	28 柳沼	29 柳沼	30	31	

問合せ先  
下田メディカルセンター  
☎ 2525

## 給付金の受付期間を延長しました

問合せ先 福祉事務所社会福祉係(窓口⑥) ☎ 22216

### 申請受付期限 10月31日(金)まで

平成26年4月からの消費税率の引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯への影響を緩和するために、暫定的・臨時的な措置として「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を給付しています。

これらの申請書の受付期間を10月1日(水)までとしておりましたが、このたび、期限を延長し、10月31日(金)までとすることとしました。

申請書が届いている方は、今一度ご確認をお願いします。



## 10月は里親月間です 子ども達は温かい里親を求めています

問合せ先 福祉事務所社会福祉係(窓口⑥) ☎ 22216

子どもが健やかに成長するためにはたくさんの愛情が必要です。しかし、親の病気や死別、離婚、虐待などのさまざまな事情により、家庭で生活できない子ども達があります。

里親制度は、このような子ども達を家族の一員として迎え入れ、温かい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていく、児童福祉法によって定められている制度です。

### ～里親になるには～

- 特別な資格は必要ありませんが、一定の要件があります。
- 1 子どもに理解を持ち、養育に対する熱意と豊かな愛情を持っていること
  - 2 心身ともに健康で、子どもの養育にふさわしい年齢であること
  - 3 子どもの養育に支障のない程度に、収入及び住居のゆとりがあり、健全で明るい家庭生活が営まれていること。(親族里親は除く)
  - 4 禁錮以上の刑を執行中または執行猶予期間中ではないこと  
など  
里親の申込みは年間を通じていつでも受け付けています。  
詳しくは福祉事務所へお問い合わせください。



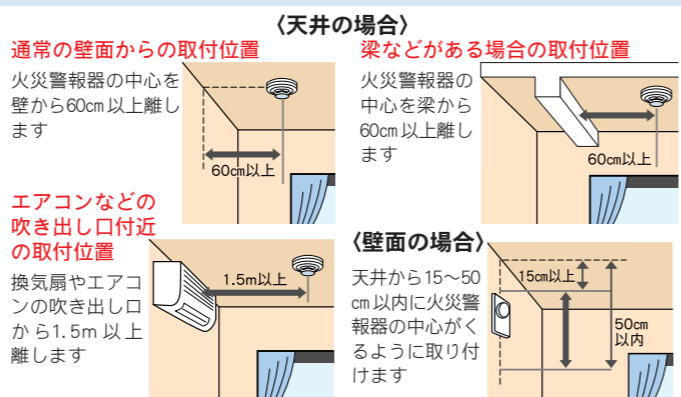
## ～まだ設置されていない方へ～ 住宅用火災警報器の設置は義務です!

問合せ先 下田消防本部予防課 ☎ 1849

消防法改正により、すべての一般住宅に設置することが義務づけられています。下田消防本部管内においても、今一層の設置率の向上が望まれており、今後、世帯調査も計画しておりますので、この機会にぜひ設置してください。

### 住宅用火災警報器の設置場所・取付位置・警報器の種類

- 寝室として使用する部屋
  - 寝室が2階以上にある場合は、その階の階段
- ※ 寝室及び階段には煙を感知するタイプの警報器の設置が必要です。市販されている感知器はほとんどのものが電池式のタイプで簡単に設置することができます。



## 下田市消防団にバルーン投光機を整備 ～コミュニティ助成事業～

問合せ先 地域防災課消防安全係(窓口⑩) ☎ 4145

下田市消防団では、(一財)自治総合センターの宝くじ助成を受けLEDバルーン投光機1セットを整備しました。今回の整備により、夜間における災害対応や訓練など、消防団活動の更なる充実が図られます。



コミュニティ助成事業は(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として地域のコミュニティ活動に助成を行うことにより、地域社会の健全な発展を図るとともに宝くじの社会貢献広報事業を行っています。